

光町告示第2号

本町の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成16年2月20日から効力を生ずる。)

平成16年2月20日

光町長 齊藤 讓

変 更 調 書

新		旧		地 番
大 字	字	大 字	字	
木戸	九十七 割	北清水	富士目	1, 801の2 1, 802の4~1, 802の6 1, 803の2 1, 80 4の2 1, 805 1, 806の1~ 1, 806の4 1, 807~1, 81 3 1, 814の1 1, 814の3 1, 814の4 1, 815 1, 81 6の1
			宮ノ北 脇	4, 863の1 4, 864 4, 86 5 4, 869の6 4, 869の8 4, 869の9
			宮前	5, 106の7
			石ゴリ	6, 330の1 6, 332の1 6, 332の2 6, 333 6, 334の 1 6, 334の2 6, 335の2 6, 336の4~6, 336の6 6, 337の4 6, 337の5 6, 33 8の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成15年7月30日現在の土地登記簿謄本

によるものである。